放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令

1　放送法及び電波法の一部を改正する法律附則第四条に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　国際放送の種類

二　国際放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称

三　国際放送の業務に用いられる放送局の送信設備の設置場所

四　国際放送に係る周波数

五　業務を開始した日

2　放送法及び電波法の一部を改正する法律附則第四条の規定による届出は、国際放送の種類ごと、放送区域ごと、かつ、国際放送の業務に用いられる放送局の送信設備の設置場所ごと（一の国又は地域を対象とする放送区域における国際放送の業務が二以上の放送局の送信設備により行われている場合にあっては、当該放送区域ごと）に行わなければならない。

附　則

この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○文部科学省令第九号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日　　文部科学大臣　下村　博文

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数		月額
		円
18年未満		379,900
18年以上	19年未満	387,200
19年以上	20年未満	394,100
20年以上	21年未満	400,100
21年以上	22年未満	406,100
22年以上	23年未満	411,000
23年以上	24年未満	416,600
24年以上	25年未満	422,200
25年以上	26年未満	426,900
26年以上	27年未満	431,700
27年以上	28年未満	436,900
28年以上	29年未満	442,400
29年以上	30年未満	451,400
30年以上	31年未満	454,900
31年以上	33年未満	459,800
33年以上		452,900

別表第二（第二条第二号関係）

経験年数		月額
		円
8年未満		276,500
8年以上	9年未満	288,900
9年以上	10年未満	298,600
10年以上	11年未満	311,100
11年以上	12年未満	321,900
12年以上	13年未満	334,000
13年以上	14年未満	342,900
14年以上	15年未満	351,100
15年以上	16年未満	359,700
16年以上	17年未満	367,300
17年以上	18年未満	374,200
18年以上	19年未満	381,000
19年以上	20年未満	387,200
20年以上	21年未満	392,600
21年以上	22年未満	397,900
22年以上	23年未満	402,200
23年以上	24年未満	407,600
24年以上	25年未満	411,800
25年以上	26年未満	416,900
26年以上	27年未満	421,300
27年以上	28年未満	425,300
28年以上	29年未満	428,500
29年以上	30年未満	431,100
30年以上	31年未満	437,200
31年以上	32年未満	438,900
32年以上		442,700

別表第三（第二条第三号並びに第三条第一項第一号及び第二項関係）

経験年数		月額
		円
8年未満		261,700
8年以上	9年未満	273,200
9年以上	10年未満	282,400
10年以上	11年未満	294,300
11年以上	12年未満	305,100
12年以上	13年未満	317,200